

離婚後の子どもの面会交流支援について

ジュディス・ウォーラーズタイン博士の調査研究

「面会交流の継続は、子の成長に有益で、子の最善の利益に合致する」



「紛争性のある父母のもとで、裁判所の命令のもとで、

厳密なスケジュールに従って行われる親と子の交流は、子の成長に有益どころか、有害である」



Wikipedia から写真を引用

家庭裁判所の調停運営

「面会交流原則実施論」



令和 2 年 6 月、裁判官及び調査官で構成される面会交流プロジェクトチームが

「東京家庭裁判所における面会交流調停事件の運営方針の確認及び新たな運営モデル」提案

面会が必ず子の福祉となるという原則でなく、ニュートラルフラットな立場で調整、調査を行うべき

同居親の心配事や不安を受けとめて傾聴し、その心情に寄り添いながら、必要な時間をかけて徐々に、適切な面会交流は基本的には子の健全な成長に有益なものであることなどを丁寧に説明するといった面会交流支援を実施すべき。



港区面会交流コーディネーター事業

事業の目的

親が離婚し、又は別居した後も引き続き子どもが両親のどちらとも関わるができる環境を作り、両親から愛されていることを実感することができるよう、面会交流の取決めに基づき、事前面談、日程調整、面会当日の同行など専門家（委託事業者）による安全安心な面会交流をコーディネートします。

【委託事業者】特定非営利活動法人東京面会交流支援センター（青い鳥）

対象（申し込みができる方）

区内に住所を有する中学生までの子どもと同居している親（同居親）で、次の要件の全てを満たす方。

- (1)判決書、審判書、調停調書、公正証書、協議書、合意書等の書面により面会交流の取決めを行っている場合であって、子どもと別居している親（別居親）との間で本事業の利用について合意がされていること。
- (2)同居親又は別居親による暴力行為又は子どもに対する虐待行為を行うおそれのないこと。
- (3)別居親及び第三者による子どもの連れ去り又は連れ去りを企図するおそれがないこと。
- (4)面会交流を継続するために同居親及び別居親が協力することができること。
- (5)過去に同一の同居親及びその子ども並びに別居親による事業の利用がないこと（ただし、面会交流の試行のための利用を除く。）。
- (6)その他面会交流支援計画書等で定めた面会交流のルールを遵守することができること。

事業の内容

(1)電話相談

専用ダイヤルで、本事業を利用している期間、何回でも無料で面会交流に関する電話相談ができます。なお、通話料は利用者の負担になります。

【受付日時】火・木・土曜日午前10時30分～午後4時30分

(2)事前面接の実施、面会交流支援計画の作成

支援スタッフが同居親、別居親と、それぞれ事前に面接（おおむね60～90分程度）を行い、遵守事項（面会交流のルール）や留意事項等の説明を行います。また、面会交流の取決めに関する合意書等に基づく「面会交流支援計画」を作成します。

(3)面会交流支援

面会交流支援計画に基づき、支援スタッフが面会交流の日時・場所・方法等の調整を行い、子どもの受渡し、面会交流中の付添等、面会交流の実施を支援します。

面会交流は、月1回まで（利用期間中最大12回まで）利用できます。

視覚障がい者への郵送物の情報保障の配慮について

○区から視覚障がい者への郵送物の封筒の音声コードには、

下記を漏れなく記載するように、各部局で統一を！

- ・同封している内容物の説明
- ・内容物に関して詳細なホームページがあるなら、それが掲載されている URL
- ・予約が必要なものなら、その予約 Web サイトの URL
- ・問い合わせ先の電話番号や、email アドレス

○同封されている印刷物についても、

特に下記の場合には、音声コードの印刷を！

- ・同意を求める説明文
- ・ID、パスワード、予約番号など個人情報を含む

バリアブル印刷という手段も

「障害のある人に対する情報保障のための ガイドライン～場面ごとの配慮編」



←音声コードの例。

このページをレーザープリンタで印刷すると、スマートフォンアプリ「Uni-Voice」等を利用して読み上げることができます。



←音声コード及び点字を施して、
差出人がわかるようにした封筒の例